

各総合支所管理課

## 総合支所長による感謝状贈呈制度の創設について

区には、区民等への顕彰制度として、「名誉区民」、「区政功労者表彰」、「区長による感謝状授与」などがありますが、総合支所中心の区政運営の一層の充実を図るため、このたび新たに各地区における区民等による活動を顕彰する、総合支所長による感謝状贈呈制度を創設します。

### 1 目的

地域の課題を地域の皆で解決し、お互いに支え合う、地域の誰もが安全に安心して心豊かに暮らすことができる港区ならではの地域共生社会の実現を目指すため、区民協働や地区の活性化に尽力するなど、地域社会の維持・発展に貢献した活動等を速やかに顕彰し、その功績に感謝の意を表すことにより、地域と総合支所との絆を深め、もって総合支所中心の区政運営の一層の充実を図ることとします。

### 2 制度内容

#### (1) 感謝状の贈呈等

地区ごとに、総合支所長名で、感謝状及び記念品を授与します。

#### (2) 贈呈の対象となる活動

個人又は団体による当該地区内における自主的なボランティア活動であって、地域社会の維持・発展に寄与する顕彰にふさわしい活動を対象とします。

活動の実施主体である個人又は団体については、当該地区若しくは港区への住民登録又は団体登記の有無を問いません。

例1：善行・篤行のほか、防犯活動、環境美化活動、福祉活動、教育活動、文化・芸術活動その他の活動であって地域を活性化させるもの

例2：各地区における地域事業等への貢献活動

#### (3) 選考方法

贈呈対象となる活動の選考は、地域並びに総合支所内及び支援部（教育委員会事務局を含みます。）等から積極的に情報を収集し、総合支所長を委員長として、管理課長、協働推進課長、まちづくり課長及び区民課長（芝地区においては生活福祉担当課長を含みます。）により構成する選考委員会を各総合支所に設置し、合議により決定するものとします。

#### (4) 贈呈の時期

総合支所ごとに随時行うものとします。

### 3 開始日

平成31年4月1日に、港区総合支所感謝状贈呈要綱を施行します。

### 4 その他

各地区の贈呈対象となる活動の状況、贈呈時期、記念品等については、各地区の特色を考慮するとともに、総合支所間のバランスに配慮し、総合支所協議会において情報共有しながら事業を進めるものとします。

### 5 スケジュール

平成31年4月1日	要綱施行
4月以降	地域団体等への周知 広報等による周知